

水産流通適正化法に基づく事業者の届出

【取扱事業者が届出を行う場合】

アワビ・ナマコ・シラスウナギ及び太平洋クロマグロの大型魚（30kg以上）を取り扱う流通事業者は行政庁に対して届出が必要です。

※届出が必要な取扱事業者に該当するか否かは、水産庁HP等で事前によくご確認ください。

1 届出事項

- (1) 氏名又は名称、住所
- (2) 事務所又は事業所の所在地
- (3) 関係する工場、店舗及び倉庫の所在地

2 届出者・届出先

届出者		届出先
県域事業者 (事務所等が山口県内のみにある事業者)	➡	山口県知事
広域事業者 (事務所等が複数の都道府県にある事業者)	➡	農林水産大臣

3 添付書類（山口県知事へ届出をする場合）

- (1) 住民票の写し等（個人）または定款及び登記事項証明書（法人）
 - (2) 代理人が届出を行う場合は委任状等
- ※電子申請（eMAFF）で届出を行う場合、住民票の写し等（個人）または定款及び登記事項証明書（法人）不要ですが、事前のアカウント取得に必要です。

4 届出方法（山口県知事へ届出をする場合）

電子申請（eMAFF）または書面（裏面様式）で届出を行って下さい。内容の確認・受理後、届出者へ事業者割振り番号を通知します。

制度の詳細やeMAFF利用方法については、
水産庁HPをご覧ください。

水産流通適正化法 届出



【届出・問合せ先】山口県水産振興課漁業調整取締班

TEL:083-933-3530 FAX:083-933-3559

Eメール : a16500@pref.yamaguchi.lg.jp

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/108/>



年 月 日

山口県知事 殿

特定第一種水産動植物等取扱事業者の届出書

届出者の氏名又は名称
住所 〒
（法人の場合）代表者の氏名
（代理人による場合）
代理人の氏名
代理人の住所 〒

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第11条第 1 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ※氏名または名称にはフリガナを記載してください。	
事務所又は事業所の所在地	
特定第一種水産動植物等の販売、輸出、加工、製造又は提供の事業に係る工場、店舗及び倉庫の所在地	

本書面を施行日前に提出する場合に、施行日に受理されること、また、施行日前に事務的に通知される番号については、施行日以降に通知されたものとして取り扱われることを承諾します。

届出者の氏名又は名称

届出者の連絡先電話番号	
-------------	--